

農山漁村中間支援組織の委嘱及び農山漁村アドバイザーの認定に係る実施要領

令和8年9月8日付け8農振第1632号

第1 目的

農山漁村の課題解決に向けては、その地域の自治体や農林漁業者自身だけで対応するのではなく、民間企業等の参画を得ながら対応することが不可欠となっている。

従来、地域金融機関その他地域と企業等の橋渡しができる主体（以下「地域金融機関等」という。）が農山漁村の地域課題を具体化し、この課題とこれの解決に資する民間企業等のソリューションとを接続することにより、農山漁村の現場の課題の把握やこれらを通じた農山漁村の現場と民間企業等とのマッチング等の取組を進めてきたところであるが、農山漁村の課題解決を一層促進するため、こうした地域金融機関等が農山漁村で活動しやすくするための環境整備が必要となっている。

そのため、農山漁村の課題解決に取り組む地域金融機関等の位置付けを明確化すること等により、当該地域金融機関等が、農山漁村の先頭に立って農山漁村の課題解決に取り組めるようにすることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要領において「農山漁村中間支援組織」とは、地域金融機関等のうち農山漁村地域の先頭に立って、農山漁村の課題とこれを解決するための手段を有する民間企業等をつなぐ役割を果たすため、第3の1の(1)により委嘱されたものをいう。
- 2 この要領において「農山漁村アドバイザー」とは、農山漁村中間支援組織に属する者であって、第4の1の(1)により認定を受けた者をいう。

第3 農山漁村中間支援組織の委嘱

1 委嘱等

- (1) 農村振興局長は、次の各号のいずれかに該当する者を農山漁村中間支援組織として委嘱する。

ア 地域金融機関等のうち「令和8年度 農山漁村における地域金融機関を中間支援組織とした官民共創マッチング事業」において採択されたものその他農山漁村の課題解決への貢献が大いに認められるもの

イ 農山漁村の地域課題を具体化し、農山漁村の現場と民間企業等とのマッチング等の取組等に関する知識又は経験を有する者であって、農山漁村地域の先頭に立って農山漁村の課題解決に取り組むものとして、農村振興局長が認めるもの

- (2) 前項の委嘱を受けようとする地域金融機関等は、承諾書（別記様式1）を農村振興局長に提出する。
- (3) 農村振興局長は、次の各号に掲げるものから承諾書の提出があった場合において、それぞれ当該各号に定める方法により、委嘱することができる。また、当該承諾書に記載された法人名及び部署名について、農林水産省のホームページ等において公表することができる

る。

ア (1)のアに掲げる地域金融機関等 承諾書を接受すること

イ (1)のイに掲げるもの 農山漁村の地域課題を具体化し、農山漁村の現場と民間企業等とのマッチング等の取組等に関する知識又は経験を有する者であって、農山漁村地域の先頭に立って農山漁村の課題解決に取り組むものと認められるときはその旨を、認められないときはその旨及びその理由を通知すること

(4) (1)の委嘱は随時行う。

2 任期

(1) 農山漁村中間支援組織の任期は、次の各号に掲げる日から起算して1年とし、再委嘱（一度委嘱した地域金融機関等に対して任期満了後に再度委嘱することをいう。次項において同じ。）することを妨げない。

ア 1の(1)のアに掲げる地域金融機関等 承諾書を接受した日

イ 1の(1)のイに掲げるもの 承諾書を提出したものに農山漁村の地域課題を具体化し、農山漁村の現場と民間企業等とのマッチング等の取組等に関する知識又は経験を有する者であって、農山漁村地域の先頭に立って農山漁村の課題解決に取り組むものと認められる旨を通知した日

(2) 再委嘱を行う場合は、第3の1の(1)から(4)までの規定を準用する。

3 遵守事項

(1) 農山漁村中間支援組織は、業務の遂行に際して知り得た秘密を漏えいし、又はその秘密を営利目的で利用してはならない。

(2) 農山漁村中間支援組織は、その職の信用を傷つけ、又は本制度全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 是正措置

農村振興局長は、農山漁村中間支援組織が第3の3の事項を遵守していないと認めるときその他農山漁村中間支援組織として業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該農山漁村中間支援組織に対し、これらの事項等を遵守することその他の必要な措置をとることを要求することができる。

5 解嘱

農村振興局長は、農山漁村中間支援組織が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第3の1の(1)による委嘱を解くことができる。

(1) 農山漁村中間支援組織による届出があった場合

(2) 虚偽その他不正の手段により委嘱を受けたことが判明した場合

(3) 第3の4による要求があったにもかかわらず、当該要求に係る措置を講じていないと認められる場合

(4) その他農村振興局長が委嘱を解く必要があると認める場合

第4 農山漁村アドバイザーの認定

1 認定等

- (1) 農村振興局長は、農山漁村中間支援組織に属する者であって、農山漁村地域の先頭に立って農山漁村の課題解決に取り組む役割を担うものとして、当該農山漁村中間支援組織が適当であると認めるものを、その申請により、農山漁村アドバイザーとして認定することができる。
- (2) 前項の認定を希望する者は、申請書（別記様式2）を農村振興局長に提出する。
- (3) 農村振興局長は、(1)の認定をしたときは、申請者にその旨を通知する。
- (4) 農村振興局長は、前項の申請書に記載された法人名、部署名及び氏名について、農林水産省のホームページ等により公表することができる。
- (5) 次の各号のいずれかに該当する者には、農山漁村アドバイザーとして認定することができない。
 - ア 第4の5（(1)による場合を除く。）に基づき認定を取り消し、その日から2年を経過していない者
 - イ 農山漁村アドバイザー以外の業務に従事すること等により、利益相反が生じアドバイザー業務を公正に実施することができないおそれがある者
 - ウ 前各号に掲げるもののほか、本制度の公共性又は信用を損なう等、その認定について疑念を抱かれるおそれがあると農村振興局長が認める者

2 任期

- (1) 農山漁村アドバイザーの任期は、認定を行った日から起算して1年を経過する日又は当該農山漁村アドバイザーが所属する地域金融機関等において農山漁村中間支援組織としての任期が終了する日のうちいずれか早い日とし、再認定（一度認定を受けた者に対して任期満了後に再度認定することをいう。次項において同じ。）を行うことを妨げない。
- (2) 再認定を行う場合は、第4の1の(1)から(5)までの規定を準用する。

3 遵守事項

- (1) 農山漁村アドバイザーは、業務の遂行に際して知り得た秘密を漏えいし、又はその秘密を営利目的で利用してはならない。農山漁村アドバイザーを退いた後も、同様とする。
- (2) 農山漁村アドバイザーは、その職の信用を傷つけ、又は本制度全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 農山漁村アドバイザーは、第4の1の(5)イ又はウに該当するような行為をしてはならない。

4 是正措置

農村振興局長は、農山漁村アドバイザーが第4の3の事項を遵守していないと認めるときその他農山漁村アドバイザーとして業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、農山漁村アドバイザーに対し、これらの事項等を遵守することその他の必要な措置を

とることを要求することができる。

5 取消し

農村振興局長は、農山漁村アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第４の１の(1)による認定を取り消すことができる。

- (1) 第４の１の(5)イ又はウに該当するに至った場合
- (2) 農山漁村アドバイザーによる届出があった場合
- (3) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたことが判明した場合
- (4) 第４の４による要求があったにもかかわらず、当該要求に係る措置を講じていないと認められる場合
- (5) 当該農山漁村アドバイザーが所属する農山漁村中間支援組織が農山漁村中間支援組織でなくなった場合
- (6) その他農村振興局長が取消しを行う必要があると認める場合

第５ その他

農村振興局長は、本事業の実施に関するその他の必要な事項について、別に定めることができる。

別記様式 1

承 諾 書

令和 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住所

法人・部署名

私は、農山漁村の課題解決に係る地域金融機関等として委嘱されることを承諾します。
あわせて、農林水産省ホームページに、法人名及び部署名が記載されることを承諾します。

別記様式 2

申 請 書

令和 年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

住所

法人・部署名

氏名

私は、農山漁村の課題解決に係るアドバイザーとして認定を受けるため、農山漁村中間支援組織の委嘱及び農山漁村アドバイザーの認定に係る実施要領（令和 8 年 9 月 8 日付け 8 農振第 1632 号）第 4 の 1 の(2)の規定に基づき、申請します。

あわせて、農林水産省ホームページに、法人名、部署名及び氏名が記載されることを承諾します。